

# 大鰐町こども家庭センター



妊娠期から子育て期までの総合相談窓口です。  
保健師等スタッフが、地域の専門機関と連携しながら情報やサービス等をご提案します。

お問い合わせ 保健福祉課

♡健康推進係 ☎0172-55-7149  
☆福祉係 ☎0172-55-6568

## 妊娠期

### ♡母子健康手帳の交付

妊娠していると診断されたら、早めに妊娠届を出しましょう。妊娠・出産・子育てに関する情報を提供します。

#### 持ち物

- ・妊娠届 ・妊婦連絡票
- ・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・妊婦本人の口座情報がわかるもの (通帳またはキャッシュカード)



### ♡妊婦委託健康診査

すこやかな妊娠・出産のために妊婦健康診査を受けましょう。1回の妊娠につき14回まで費用を助成します。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。里帰り出産等により県外の医療機関で受診を希望する場合は、事前にお問合せください。

### ♡妊婦歯科健康診査

妊娠中の歯の健康を保つため、歯科健診を受けることができます。母子健康手帳交付時に受診券を交付します。



### ♡妊婦等包括相談支援事業

妊産婦及びその配偶者等に対し、面談を通して、妊娠期から出産・子育て期まで継続的にサポートします。



### ♡妊婦のための支援給付事業

妊婦（胎児心拍が確認されたもの）に5万円、妊娠している子どもの数1人につき5万円を支給します。



### ♡妊娠期の予防接種

定期 RSウイルス 妊娠28～36週に公費で受けられます。母子健康手帳交付時に予診票を交付します。  
任意 インフルエンザ…詳細は7ページ参照



## 出産から産後

### ♡出生届

14日以内に出生届を出しましょう。

#### 持ち物

- ・出生届 ・母子健康手帳
- ・子どもの資格確認書



### ♡新生児聴覚検査

出生後に実施する赤ちゃんの耳の間こえの検査（初回・確認検査）の費用を助成します。里帰り出産等により県外の医療機関で検査を希望する場合は、事前にお問合せください。

### ♡周産期母子医療センターアクセス支援事業

産婦さんが周産期母子医療センターに入院しているお子さんの面会に必要な交通費や宿泊費を助成します。

### ♡赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に保健師が家庭訪問を行っています。赤ちゃんの体重測定や育児相談、健康診査・予防接種等について説明を行います。里帰り出産を予定している方は、事前にご相談ください。

### ♡乳幼児健康相談

日程は13ページ参照

赤ちゃんの体重測定や母乳、離乳食、育児相談等を行っています。気になること、不安なことがありましたら、お気軽にご相談ください。



### ♡未熟児養育医療費給付事業

指定医療機関における入院治療を必要とする未熟児に対して、医療費の一部を公費で助成します。

# 子育て

## ♡乳児一般健康診査

赤ちゃんの成長・発達を確認するため、受診票を利用し、医療機関で健康診査を受けましょう。

1歳になるまでに2回、無料で受けることができます。

(1回目：生後1か月 2回目：生後10か月頃)

県外の医療機関で受診を希望する場合は、事前にお問合せください。



## ♡産婦健康診査

産後の体の状態を確認するための、産婦健康診査(産後2週間・1か月)の費用を助成します。

県外の医療機関で受診を希望する場合は、事前にお問合せください。



## ☆地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談・情報提供・講習会等を実施しています。子育て家庭の親子であれば誰でも利用できます。

実施施設：ひまわりこども館  
(認定こども園おおわに文化幼稚園内)



## ♡乳幼児健康診査(集団) 日程は3ページ参照

町では、3か月・7か月・1歳・1歳6か月・3歳児を対象に集団健康診査を実施しています。

2歳児歯科相談は歯科衛生士によるフッ素塗布と歯科相談を行います。



## ☆一時預かり事業 要事前申請

家庭での保育が困難になった場合に、保育所等で一時的にお子さんを預けることができます。



## ☆子育て短期支援事業(ショートステイ) 要事前申請

保護者の病気やケガ、育児疲れ等で養育が困難な場合、一時的にお子さまの預かり(宿泊も可)ができます。育児相談や休養を目的として保護者の方も一緒に利用できます。

実施施設：弘前乳児院

## ☆認定こども園・保育所利用

保育所等の施設を希望する保護者の方は、利用のための認定を受けていただきます。

申し込み書類は、各園または大鰐町役場保健福祉課の番窓口にご用意しております。

町ホームページからもダウンロードできます。

病児・病後児保育の広域利用もできますので、ご相談ください(事前登録が必要です)。



## ♡こどものこころと言葉の発達相談

### 予約制

発達に心配がある就学前のお子さんを対象に、心理士と言語聴覚士が発達検査や相談を行います。



子育てに関する情報の詳細は、町ホームページをご覧ください。



## その他

### ♡子ども医療費給付事業

高校生年代(18歳に達した年度末)までの保険診療に係る医療費を給付します。

### ☆ひとり親家庭等医療費給付事業

ひとり親家庭等医療費の対象となった日から児童が18歳に達した年度末まで、医療費(医療保険対象分の一部負担金)を給付します。父または母は、申請に基づいて給付します。(自己負担あり)

### ☆児童手当

高校生年代(18歳に達した年度末)までの児童を養育している方に支給します。

### ☆児童扶養手当

ひとり親家庭の養育者に対して、子どもが18歳に達した年度末(子どもに中度以上の障害があるときは、20歳)まで支給します。

### ☆特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を養育している方に支給します。